

京都市告示第 3 1 4 号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を次のように指定しますので、関係図書を縦覧に供します。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

1 禁止区域の範囲

別図において赤色で示す京都タワービルの敷地のとおり

2 指定する日

平成 2 9 年 8 月 3 1 日

3 適用する日

平成 2 9 年 1 0 月 1 日

4 関係図書の縦覧場所

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 4 2 7 京都朝日会館 4 階

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

別図 客引き行為等禁止区域
(京都タワービルの敷地)

